

令和8年度 副食費の補足給付に関するお知らせ

羽島市子育て・健幸課

幼児教育・保育の無償化の一環として、私立幼稚園に在籍する子どもの副食費(おかず・おやつ代)を助成する事業(羽島市副食費補足給付事業)を実施します。

内容を確認のうえ、給付を希望する方は、幼稚園から「交付申請書」を受け取りご提出ください。

1 事業の概要

下記「2 給付の対象となる世帯」に該当する世帯の子どもに対して、保護者が幼稚園に支払う給食費のうち、副食費(おかず・おやつ代)相当額を給付するものです。

ごはん・パンなどの主食代や、教育時間外の預かり保育におけるおやつ代などは給付の対象になりません。

2 給付の対象となる世帯 (下記の(1)～(3)すべてに該当する必要があります)

- (1) 施設等利用給付認定を受けて私立幼稚園を利用している子どもがいる世帯であること。
- (2) 羽島市に住所を有すること。
- (3) 次の①から③のいずれかに該当すること。

要件	注意事項
① 世帯の市民税所得割額合算額が 77,101円未満 であること。 (年収360万円未満相当)	4月から8月は令和7年度の所得割額、9月から3月は令和8年度の所得割額で判定します。 ※この「所得割額」は、税額控除のうち住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前の所得割額を指します。確認方法は裏面をご参照ください。
② 所得にかかわらず、幼稚園に在園している子どもが 小学校3年生以下の子どもから数えて第3子以降 であること。	令和8年度は平成29年(2017年)4月2日生まれ以降のお子さんから数えて第3子以降のお子さんが対象です。
③ 保護者が生活保護の被保護者、里親であること。	—

3 給付される額

施設に支払う給食費のうち副食費相当分です(月額5,100円を上限とします)。

4 給付手続き

「交付申請書」を在籍している幼稚園を通じてご提出ください。市にて審査後、給付対象の世帯には「交付決定通知書」を送付します(対象とならない世帯には「申請却下通知書」を送付します)。

交付決定通知書が届いた世帯は、後日配布する「請求書」を記入し、幼稚園が発行した領収証を添えて園へご提出ください。請求書記載の口座に後日市から給付額が振り込まれます。

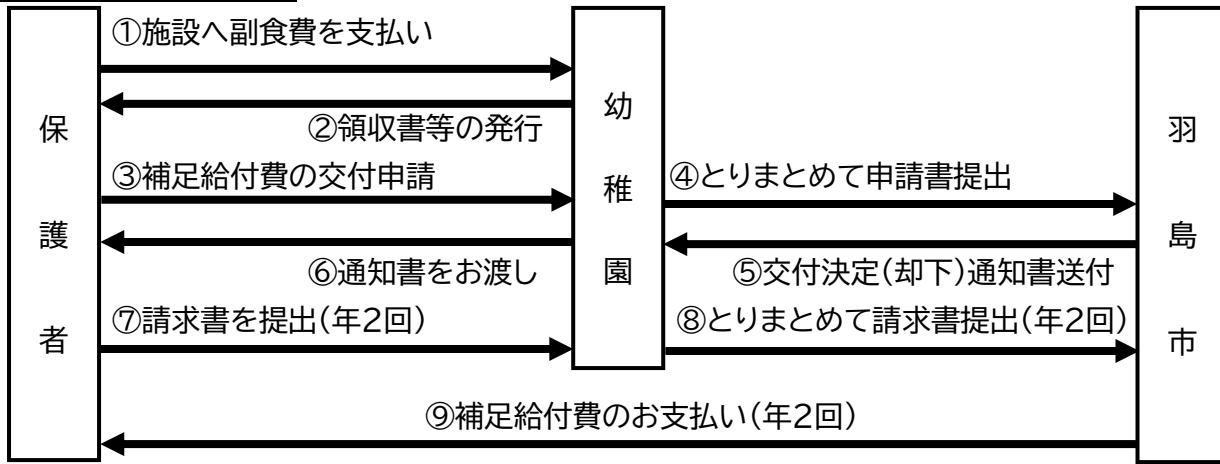
なお、今年度は前期(4～8月分)、後期(9～3月分)の2期に分けて給付を行います。

手続きの流れにつきまして、詳しくは裏面をご確認ください。

「申請却下通知書」が届いた世帯や交付申請書が未提出の世帯は給付対象外となります。

(裏面もご確認ください)

5 給付手続きの流れ



6 各書類の提出期限(目安)

提出先	交付申請書	請求書(前期:4~8月分)	請求書(後期:9~3月分)
保護者→幼稚園	6月19日(金)	9月 4日(金)	3月 5日(金)
幼稚園→羽島市	6月26日(金)	9月11日(金)	3月12日(金)

※上記期限は目安ですので、在籍する幼稚園によって前後する場合があります。

※利用から5年経過すると請求できなくなりますのでご注意ください。

※年度途中に入園されたお子さんで交付申請を希望する場合は、交付申請書を幼稚園で受け取り、別途指定の期日までにご提出ください。

7 問い合わせ先

羽島市健康福祉部子育て・健康課 幼保支援係

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地 羽島市役所 1 階 30 番窓口

電話:058-392-1111(内線 2523)

【参考】要件①の所得割額の確認方法

※課税自治体や納付方法により、明細の様式が多少異なります。

※金額はあくまで目安としてご確認ください。審査時の金額と異なる場合があります。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細		世帯番号	通知書番号
営業等 農業 不動産 利子	雑損・医療費 社会保険料 小規模共済 生命保険料 地震保険料 障害・ひ・勤 配偶者特別 優等 基礎 除合計	(課税標準額)	総所得金額 分離課税短期所得金額 長期所得金額 株式等の譲渡所得金額 分離配当所得金額 先物取引所得金額 山林・退職所得金額
当 同 特 障 16歳未満扶養	(税額の内訳)	市民税	県民税
	①税額控除前所得割額	円	円
	②調整・配当控除額等		
	③住毛・借入金等特別税額控除額		
	④寄附金税額控除額等		
	⑤配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		
	⑥均等割額		
	計(①-②-③-④-⑤+⑥)	円	円
	住民税額(⑦+⑧)		
	森林環境税額		
	所得割より控除すること及び優等割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		

「税額控除前所得割額」が要件①の範囲内か確認してください。父母ともに課税されている場合は、2人分を合算した金額で判断してください。父母が非課税で一定の収入以下の場合、祖父母等が同一住所にいるときは、祖父母等のうち収入が高い方の所得割額で判定することがあります。

※審査の際はこの金額から②のうち「調整控除」を差し引いて判定します。